

令和5年2月8日

ビジョンズ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、ビジョンズ株式会社（以下「ビジョンズ」といいます。）に対し、同社が供給する「プルマモア マッサージ&モイストボディクリーム」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 ビジョンズ株式会社（法人番号 8010401086555）  
所 在 地 東京都品川区北品川五丁目9番15号  
代 表 者 代表取締役 岩野 竜志  
設立年月 平成22年2月  
資 本 金 3000万円（令和5年2月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「プルマモア マッサージ&モイストボディクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

令和2年7月29日から令和2年12月22日までの間

ウ 表示内容（別紙）

本件商品の容器包装の画像と共に、「ついに…部分痩せが可能に」、「女の格を上げるのは塗るだけダイエット?!」、「**ダイエットにも美容にもこれ1本!**」及び「**痩身効果** ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に塗布するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づ

き、ビジョンズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

(3) 課徴金対象期間

令和2年7月29日から令和3年6月22日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ビジョンズは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ビジョンズは、令和5年9月11日までに、159万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

## 表示内容

- ・ 本件商品の容器包装の画像と共に、「ついに…部分痩せが可能に」、「女の格を上げるのは塗るだけダイエット?!」、「**「ダイエットにも美容にもこれ1本！」**」及び「痩身効果 ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」
- ・ 「有名ブロガー **■■■■■**」と称する人物（以下「**■■■■■**」という。）の画像と共に、「夏の結婚式までに48.5kg→40kg プルマモア塗るだけブライダルダイエット」
- ・ **■■■■■**の本件商品を使用した前後とする画像と共に、「たった60日間で!!」、「5月1日 ウエスト 65cm 体重 48.5kg」及び「6月29日 ウエスト 59.8cm 体重 40.8kg」並びに**■■■■■**の横顔及び背面の画像と共に、「48.5kg」、「44.2kg」及び「40.8kg」
- ・ **■■■■■**の画像と共に、「プルマモア塗るだけダイエットで約-8kg達成」
- ・ **■■■■■**の画像と共に、「ブライダルダイエット大成功しました！ 最初は塗るだけで痩せられなかったらどうしようと心配でしたが毎日のボディケアと併用で無理なく続けられました☆ 無事、納得いくスタイルでウエディングドレスを着られます♪ お肌もワントーンアップしてツルツルです！」
- ・ 「えっ?!なんで?!全然痩せない!!」、「ズバリ!痩せない理由は脂肪が硬いから!」、「えっ?!どういうこと??」及び「どんなに食事制限を頑張っても、元々ある脂肪を減らさないと痩せません。しかし、脂肪が硬いと減らすどころか他の脂肪をどんどん蓄えてしまいます。つまり脂肪を減らすためには、柔らかくして流す必要があるのです。」
- ・ 「つまり…痩せて理想のスリム体型になるためには…」、「Step1 脂肪を柔らかくする→Step2 流す」及び「2Stepが必要なのです！」
- ・ 本件商品の容器包装の画像と共に、「そこでオススメ!」及び「硬い脂肪を柔らかくするボディクリーム」
- ・ 「Point1 脂肪を溶かす」、「ホスファチジコリン」、「効果抜群とウワサ♪脂肪溶解注射のメイン成分!」、「ホスファチジコリンとは、レチシンというアミノ酸から作られていて、短期間で効果を実感できると人気がある脂肪溶解注射の主成分です。マッサージと併用することで、気になる部分のスッキリが期待できると言われています。」及び「ここがすごい!『マッサージ&モイストボディクリーム』には、このホスファチジコリンが高濃度で配合されてるよ♡」
- ・ 「気になる部分に塗れるから…」、「顔」、「デコルテ」、「背中」、「太もも」、「お尻」、「お腹」、「ふくらはぎ」及び「二の腕」との記載と共に当該部位のイラスト、並びに「部分痩せも全身痩せも好きにボディメイクできちゃう！」
- ・ 「ダイエットも美肌も叶う(\*´艸`) まじでサイズダウン\*?! エステ級の痩せクリームで昨日よりも可愛く。」
- ・ 「プルマモアができるまで」、「企画から1年、開発期間1年“塗る脂肪溶解注射”を実現するための2年間」及び「最大のこだわりは、1本2万円~3万円も

する脂肪溶解注射の主成分を高濃度に配合しているところです。」

- ・「まずは3か月、日々の積み重ねは必ず成果を果たします。毎日のボディケアをしながらダイエットが実感できます。」

しじょうさいきょう

- ・「史上最強キレイのために 痩せクリーム誕生」、「これ1本で痩せる&綺麗になる！女度上がること間違いなし」及び「脂肪を溶かす ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」

オンナギ

- ・「痩せ※もキレイも譲れない 溶かしまくって 女気スイッチオン」

(別紙)

Plumance

ついに... 部分痩せが可能に

女の格を上げるのは

# 塗るだけ ダイエット?!

顔・体に使える 柑橘系の香り

ダイエットにも美容にもこれ1本!

**MASSAGE & MOIST BODY CREAM**

**痩身効果**  
ホスファチジコリン  
※脂肪溶解注射の  
メイン成分

**ホワイトケア**  
α.アルブチン

しっとり保湿  
はちみつ、  
コラーゲン、  
ヒアルロン酸、  
植物油

スッキリ美ボディ習慣♪

初回お試し10日コース

MASSAGE & MOIST BODY CREAM

内容量10包 (1包 7g) の  
**3,640円** (税抜) 相当が

初回のお試しが  
**約73% OFF**

初回だけ **980円** (税抜)

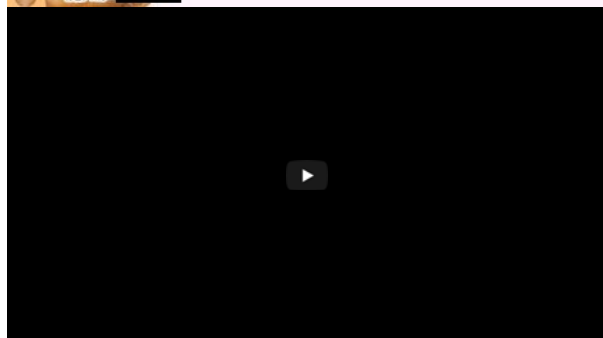
送料無料

▶ 初回 **980円** (税抜) で始める♪

夏の結婚式までに **48.5kg** → **40kg**

ブルマモア 塗るだけ ブライダルダイエット

有名プロカメラマン撮影



ウエディングドレスの試着で**大**ショック!!



**たった60日間で!!**



**5月1日**  
ウエスト **65cm**  
体重 **48.5kg**



**6月29日**  
ウエスト **59.8cm**  
体重 **40.8kg**



**48.5kg**



**44.2kg**



**40.8kg**



**プルマモア  
塗るだけダイエットで  
約-8kg達成**

※掲載しているお声は、個人の感想であり、実感には個人差がございます。  
※適度な運動とバランスの良い食事にプルマモアを併用いただいた結果です。



ブライダルダイエット大成功しました！  
最初は塗るだけで痩せられなかったら  
どうしようと心配でしたが毎日のボディ  
ケアと併用で無理なく続けられました☆  
無事、納得いくスタイルでウエディング  
ドレスを着られます♪  
お肌もワントーンアップしてツルツルです！

**初回お試し10日コースって??**



10日後



150g  
1ヶ月分



150g  
1ヶ月分



150g  
1ヶ月分

お試しサイズをお受け取りいただいた10日後、本品(150g)をお届け。  
以降、2回のお受け取りをお願いしております。

1 10日分お試し(7g×10包分)3,640円相当が  
初回価格 **73%OFF**  
980円(税別)でお試していただけます

2 **全国送料無料**

3 お届け周期が **20、30、40日**から選べます!

4 申込の手間が **毎月自動的にお届け!**  
いらない!

ご実感いただくために、最低3回(17,940円)以上のご継続をお願いしております。  
2回目以降は23%OFFの5,980円(税別)でお届けいたします。4回目以降のお届けからは、お届け日予定の10日前までのご連絡でいつでも休止解約可能です。

## 痩せてる子は みんな愛用中?!



## 嬉しい悲鳴がこんなにつ

温感成分が入ってないから、使用感も熱くなくてサラッとして気持ちいいっ(\*'ω'\*)



痩身クリームいいかんじ(\*'ω'\*)  
保湿もできる

二の腕に塗りまくってます笑



#ダイエット経過  
二の腕集中ダイエットしたよ!



# こんな悩みあるよね??



だから色々試してるのに...

「基本の食事制限  
チョコ我慢」

「朝起きたら  
スムージーで  
お腹を満たす」

「半身浴を  
毎日1時間」

「ダイエットサプリ  
を飲み続けた」

「週に1回の  
ヨガレッスン」

「小顔ローラー  
ペンロ」

**えっ?!なんで?!  
全然痩せない!!**

**ズバリ!**  
痩せない理由は  
**脂肪が硬いから!**

**えっ?!  
どういうこと??**

どんなに食事制限を頑張っても、元々ある脂肪を減らさないと痩せません。しかし、脂肪が硬いと減らすどころか他の脂肪をどんどん蓄えてしまいます。つまり**脂肪を減らすためには、柔らかくして流す必要がある**のです。





(つまり...) 痩せて理想の  
スリム体型になるためには...



2Stepが必要なのです!

しかし!

普通のマッサージでは  
硬まった脂肪を柔らかくするのは難しい

\*マッサージ効果による

そこでオススメ!

硬い脂肪を柔らかくする  
ボディクリーム



スッキリ美ボディ習慣♪  
初回お試し10日コース  
MASSAGE & MOIST BODY CREAM

内容量10包 (1包 7g) の  
3,640円 (税抜) 相当が

初回のお試しが  
約73%  
OFF

初回だけ 980円 (税抜)  
送料無料

初回 980円 (税抜) で始める♪

初回お試し10日コースって??



お試しサイズをお受け取りいただいた10日後、本品(150g)をお届け。  
以降、2回のお受け取りをお願いしております。

- 1 10日分お試し(7g×10包分)3,640円相当が  
**初回価格 73%OFF**  
980円(税別)でお試していただけます
- 2 **全国送料無料**
- 3 お届け周期が **20、30、40日**から選べます!
- 4 申込の手間が **毎月自動的にお届け!**  
いららない!  
ご実感いただくために、最低3回(17,940円)以上のご継続をお願いしております。  
2回目以降は23%OFFの5,980円(税別)でお届けいたします。4回目以降のお届けからは、お届け日予定の10日前までのご連絡でいつでも休止解約可能でございます。



姉さんはもう始めてる!!



※個人の感想であり、効果・効能を保証するものではありません。

なんでこんなに人気なの?

理由は含まれている成分

**Point 1 脂肪を溶かす**

効果抜群とウワサ! 脂肪溶解注射のメイン成分!

**ホスファチジコリン**

ホスファチジコリンとは、レチシンというアミノ酸から作られていて、**短期間で効果を実感できる**と人気がある**脂肪溶解注射の主成分**です。マッサージと併用することで、気になる部分のスキネリが期待できると言われています。



ここがすごい!

「マッサージ&モイストボディクリーム」には、このホスファチコリンが高濃度で配合されているよ♡

## もちろん溶かすだけじゃない!

イケてるオナナのコには欠かせない美容成分がたっぷり

### ぶるぶる潤い肌

Point 2

#### 保湿成分4種

##### ハチミツ

「食べる美容液」とも呼ばれるはちみつは「ハリ」と「潤い」を与える働きがあります。触れたいくなるほどのプルプルもち肌を目指す女子のための、保湿の基礎となる成分です。

##### ヒアルロン酸

赤ちゃんの肌がぶるぶるなのは、ヒアルロン酸をしっかり保持しているからです。年齢を重ねるごとに減っていくヒアルロン酸を補い、ずっぴんで勝負できる「キメ細かい肌」を手に入れましょう。

##### 植物油

お肌や髪のケアに重宝されているヒマワリ油、ヤシ油、ホホバ種子の植物油を配合。乾燥から守るだけでなく、角質や汚れのお手入れにも良いと言われています。

##### コラーゲン

美容成分の代表、コラーゲンもしっかり配合。ふっくら弾むようなハリを与え、みずみずしく健康的な肌へと導きます。

Point 3

### 透き通るような肌へ

「繊細な白さ」も譲れない!

#### a.アルブチン

コケモモなどの植物に含まれているa.アルブチン。注目のホワイトケア成分で、透き通るような肌へ。

マッサージ&モイスト  
ボディクリームの使い方

After bathing  
にゅうよくご  
**入浴後に**

血行が良くくなっているときには  
浸透力がアップ!!

Before Exercise  
うんどうまえ  
**運動前に**

発汗作用を増大させるので  
運動の効果が上がる!!

気になる部分に塗れるから…

顔    デコルテ    背中    太もも

お尻    お腹    ふくらはぎ    二の腕

部分痩せも全身痩せも  
好きにボディメイク  
できちゃう!

さあ、あなたも  
ダイエットも美肌も叶う(\*´艸`)

まじで**サイズダウン?!**  
エステ級の痩せクリームで  
昨日よりも可愛く。

スッキリ美ボディ習慣♪  
初回お試し10日コース  
MASSAGE&MOIST BODY CREAM

内容量10包(1包7g)の  
3,640円(税抜)相当が

初回のお試しが  
約73%OFF

初回だけ 980円(税抜)  
送料無料

初回 980円(税抜)で始める♪

初回お試し10日コースって??

10日後 1か月後 1か月後

7g×10包分 10日分 150g 1ヶ月分 150g 1ヶ月分 150g 1ヶ月分

お試しサイズをお受け取りいただいた10日後、本品(150g)をお届け。  
以降、2回のお受け取りをお願いしております。

1 10日分お試し(7g×10包分)3,640円相当が  
初回価格 73%OFF  
980円(税抜)でお試していただけます

2 全国送料無料

3 お届け周期が 20、30、40日から選べます!

4 申込の手間が  
いららない! 毎月自動的にお届け♪

ご実感いただくために、最低3回(17,940円)以上のご継続をお願いしております。  
2回目以降は23%OFFの5,980円(税抜)でお届けいたします。4回目以降のお届けからは、お届け日予定の10日前までのご連絡でいつでも休止解約可能でございます。

プルマモアができるまで

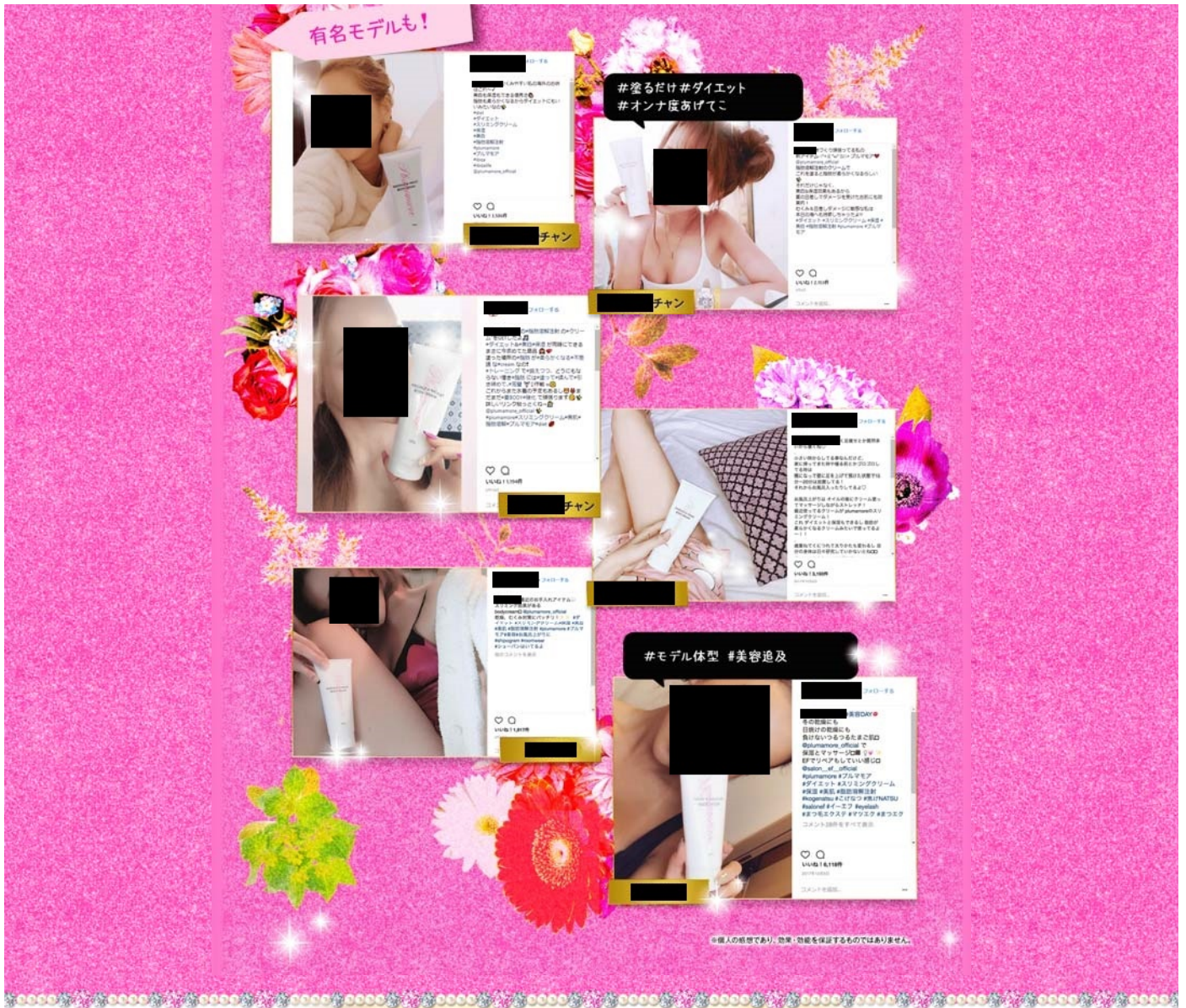
企画から1年、開発期間1年  
“塗る脂肪溶解注射”を  
実現するための2年間

最大のごたわりは、1本2万円~3万円もする脂肪溶解注射の主成分を  
高濃度に配合しているところです。  
また、保湿成分・美肌成分・美白効果成分をたっぷり配合。

その為、原価が大変高額になってしまい、当初は1万円以上で  
販売される予定でした。  
ですが、多くの方に効果を実感して頂けるという自信のもと、成分は一切  
変えずに、大量発注をすることで定価を下げての発売に至りました。

まずは3か月、日々の積み重ね  
は必ず成果を果たします。  
毎日のボディケアをしながら  
ダイエットが実感できます。

苦勞して作ったから  
みんな大満足♡



史上最強キレイのために  
**痩せクリーム誕生**

これ1本で  
 痩せる&綺麗になる!  
 女度上がること間違いなし

柑橘系の香り

脂肪を溶かす  
 ホスファチコリン  
 ※脂肪溶解注射の  
 メイン成分

ホワイトケア  
 a.アルブチン

顔も体も  
 全身に♡

しっとり保湿  
 はちみつ、  
 コラーゲン、  
 ヒアルロン酸、  
 植物油

MASSAGE@MOST  
 BODY CREAM  
 100g

美は1日にしてならず! オンナ度UP新習慣

痩せもキレイも譲れない

溶かしまくって  
オンナキ  
女気スイッチオン



マッサージ&モイストボディクリーム  
MASSAGE & MOIST BODY CREAM

スッキリ美ボディ習慣♪  
初回お試し10日コース  
MASSAGE & MOIST BODY CREAM



内容量10包(1包7g)の  
3,640円(税抜)相当が

初回のお試しが  
約73%  
OFF

初回だけ 980円(税抜)  
送料無料

初回 980円(税抜)で始める♪

初回お試し10日コースって??



10日後

7g×10包分  
10日分



1か月後

150g  
1ヶ月分



1か月後

150g  
1ヶ月分



1か月後

150g  
1ヶ月分

お試しサイズをお受け取りいただいた10日後、本品(150g)をお届け。  
以降、2回のお受け取りをお願いしております。

1

10日分お試し(7g×10包分)3,640円相当が  
初回価格 73%OFF  
980円(税抜)でお試しできちゃいます

2

全国送料無料

3

お届け周期が 20、30、40日から選べます!

4

申込の手間が 毎月自動的にお届け♪

ご実感いただくために、最低3回(17,940円)以上のご継続をお願いしております。  
2回目以降は23%OFFの5,980円(税抜)でお届けいたします。4回目以降のお届けからは、お届け日予定の10日前までのご連絡でいつでも休止解約可能でございます。

よくある質問



マッサージの方法は?

指の腹で《優しく》皮膚の表面を意識して塗り込むようにして浸透させてください。浸透すればするほど、脂肪は柔らかくなっていきます。また、ゴリゴリと強く塗ってしまうと、毛細血管やリンパを痛めてしまう恐れがありますのでご注意ください。強くマッサージをしたからといって奥まで浸透するわけではありません。

保湿クリームとして塗ってもOKですが、塗ってマッサージをすると柔らかくなってしまいますので、垂れ防止にマッサージはされないことをおすすめします。

もちろんお使い頂けます。妊娠中は硬い脂肪に肉割れとしてできるため、脂肪を柔らかくきめ細かくすることで妊娠線や肉割れも予防も期待できます。

※基本的には心配ございませんが、心配であればかかりつけのお医者様にご相談のうえ、ご使用ください。

♡ オッパイに塗ってもいい？

♡ 妊娠中も使えますか？

♡ どんな香り？

シトラス、ベルガモット、マンダリン系になっております。強い香りではなく、ご使用の際にふんわり優しく香るようにしておりますので、お子様やペットがいても、どこでも気軽に、ご使用いただける香りです。普段ご愛用されている香水等の香りを邪魔するようなこともございません。食欲を抑える香りにもなっております。

商品
数量

<<商品を選択してください>>

入力をお確かめる (当サイトで購入したことがある方のみ)

Amazonアカウントで決済できます

Amazon.co.jp に登録している情報を使って簡単にお支払いができるサービスです。  
※Amazonギフト券はご使用いただけません。

amazon pay
Amazonアカウントでお支払い

ご利用中のIDで自動入力する

---

お客様情報

お名前 必須 姓  名

フリガナ 必須 セイ  メイ

郵便番号 必須 〒  ※ハイフンなしで入力

都道府県名 必須

市区町村名 必須

番地・マンション名 必須

郵便番号が記入されているかをご確認ください。記入がないとお届けできないことがあります。

電話番号 必須  ※ハイフンなしで入力

メールアドレス 必須

確認のため2度入力してください。  
携帯のアドレスを入力される方は、携帯のメール受信ドメインの設定を行なってください。

パスワード 必須

購入履歴の確認などに使用します。半角英数字4~10文字でご入力ください。(記号不可)

確認のため2度入力してください。

性別 任意  男  女

生年月日 任意  年  月  日

上記と別の住所へお届けする

※同じ住所へお届けする場合はチェック不要です。

---

備考欄

3回目以降のお届け間隔を30日間隔以外 (20日・40日) でご希望のお客様はこちらにご記入ください。  
なお、20日・30日・40日以外の間隔変更は承れませんので予めご了承ください。

(3000文字まで)

---

個人情報のお取り扱いについて

お得な情報を受け取る  
 希望しない場合はチェックを外してください。

ご購入前に [利用規約並びに個人情報の取扱い](#) を必ずお読み下さい。

利用規約並びに個人情報の取扱いに同意する

STEP 1  
入力

STEP 2  
確認

STEP 3  
注文完了

⚠ 入力が完了していません。

会社概要 | プライバシーポリシー | 特定商取引法

16





## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### （課徴金納付命令）

**第八条** 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

#### （課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

**第九条** 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

#### （返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

**第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
  - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
  - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた

- 者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
    - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
    - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
    - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
  - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
  - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
  - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
  - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
  - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

**第十一条** 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

**（課徴金の納付義務等）**

**第十二条** 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数

があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

**(権限の委任等)**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

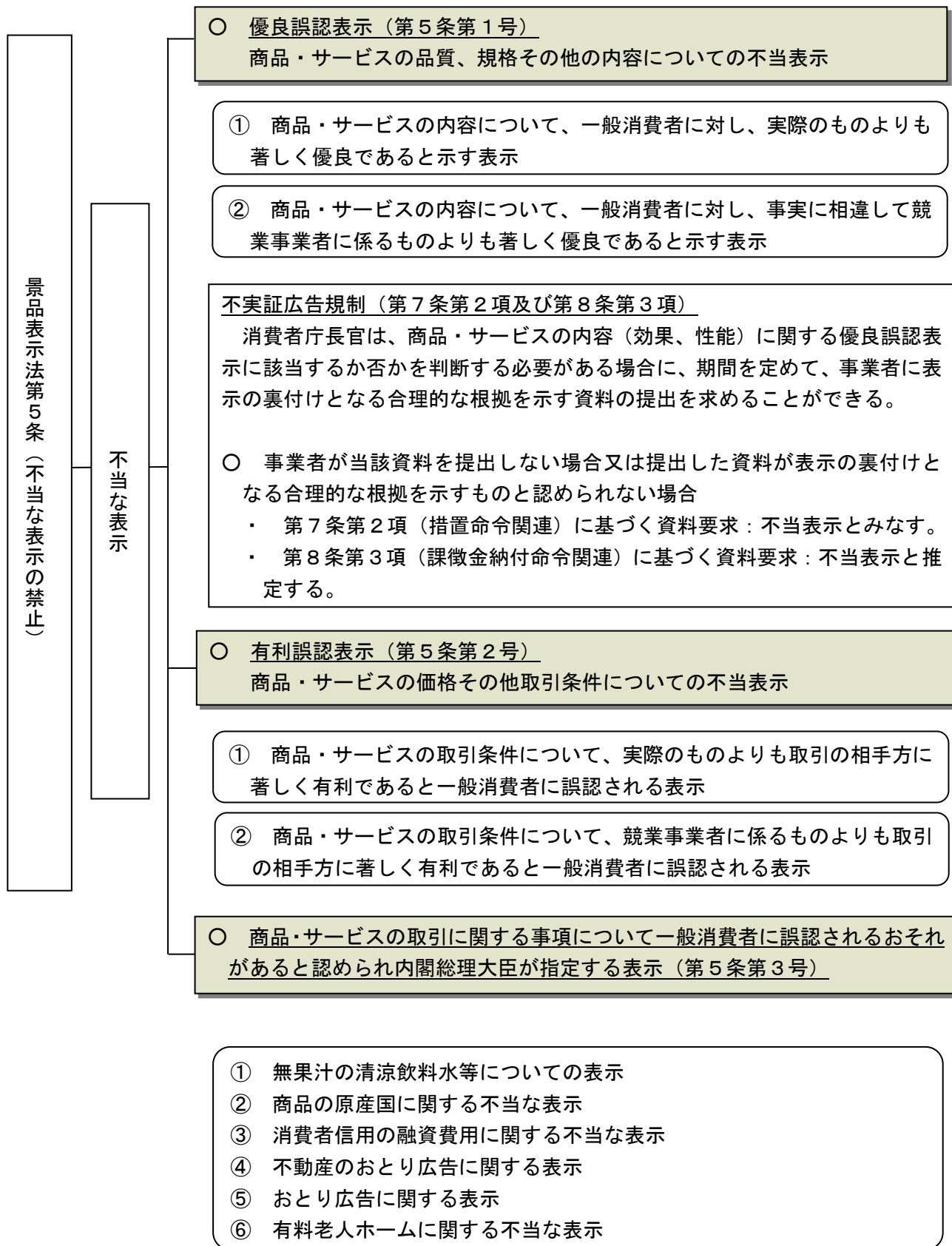
## ○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要



## 課徴金制度の概要

**目的** 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、不当な表示による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

### 課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

### 課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

### 除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

### 賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

### 返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

#### 1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

#### 2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

#### 3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合  
 返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

### 制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第129号  
令和5年2月8日

ビジョンズ株式会社  
代表取締役 岩野 竜志 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「プルマモア マッサージ&モイストボディクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

#### 主 文

ビジョンズ株式会社（以下「ビジョンズ」という。）は、課徴金として金159万円を令和5年9月11日までに国庫に納付しなければならない。

#### 理 由

##### 1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、ビジョンズが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

##### 2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(ア) ビジョンズが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和2年7月29日から令和2年12月22日までの間である。
- (イ) 本件商品について、ビジョンズが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめ



た日から6月を経過する令和3年6月22日までの間に最後に取引をした日は、令和3年6月22日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和2年7月29日から令和3年6月22日までの間である。

エ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るビジョンズの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、5324万5522円である。

オ ビジョンズは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ビジョンズが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)エの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した159万円である。

よって、ビジョンズに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

#### <法律に基づく教示>

##### 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### 2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 ビジョンズ株式会社（以下「ビジョンズ」という。）は、東京都品川区北品川五丁目9番15号に本店を置き、雑貨品等の企画、製造及び販売業等を営む事業者である。
- 2 ビジョンズは、「プルマモア マッサージ&モイストボディクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- 3 ビジョンズは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) ビジョンズは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月29日から令和2年12月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、本件商品の容器包装の画像と共に、「ついに…部分痩せが可能に」、「女の格を上げるのは塗るだけダイエット?!」、「**ダイエットにも美容にもこれ1本!**」及び「痩身効果 ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に塗布するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ビジョンズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ビジョンズは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) ビジョンズは、前記(1)の表示について、令和2年7月29日から令和2年12月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※掲載しているお声は、個人の感想であり、実感には個人差がございます。」、「※適度な運動とバランスの良い食事にプルマモアを併用いただいた結果です。」及び「※マッサージの効果による」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件商品の容器包装の画像と共に、「ついに…部分痩せが可能に」、「女の格を上げるのは塗るだけダイエット?!」、「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ダイエットにも美容にもこれ1本!</span>」及び「痩身効果 ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」</li> <li>・ 「有名ブロガー<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>」と称する人物（以下「<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>」という。）の画像と共に、「夏の結婚式までに48.5kg→40kg プルマモア塗るだけブライダルダイエット」</li> <li>・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の本件商品を使用した前後とする画像と共に、「たった60日間で!!」、「5月1日 ウエスト 65cm 体重 48.5kg」及び「6月29日 ウエスト 59.8cm 体重 40.8kg」並びに<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の横顔及び背面の画像と共に、「48.5kg」、「44.2kg」及び「40.8kg」</li> <li>・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の画像と共に、「プルマモア塗るだけダイエットで約-8kg達成」</li> <li>・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の画像と共に、「ブライダルダイエット大成功しました! 最初は塗るだけで痩せられなかったらどうしようと心配でしたが毎日のボディケアと併用で無理なく続けられました☆ 無事、納得いくスタイルでウエディングドレスを着られます♪ お肌もワントーンアップしてツルツルです!」</li> <li>・ 「えっ?!なんで?!全然痩せない!!」、「ズバリ!痩せない理由は脂肪が硬いから!」、「えっ?!どういうこと??」及び「どんなに食事制限を頑張っても、元々ある脂肪を減らさないと痩せません。しかし、脂肪が硬いと減らすどころか他の脂肪をどんどん蓄えてしまいます。つまり脂肪を減らすためには、柔らかくして流す必要があるのです。」</li> <li>・ 「つまり…痩せて理想のスリム体型になるためには…」、「Step1 脂肪を柔らかくする→Step2 流す」及び「2Stepが必要なのです!」</li> <li>・ 本件商品の容器包装の画像と共に、「そこでオススメ!」及び「硬い脂肪を柔らかくするボディクリーム」</li> <li>・ 「Point1 脂肪を溶かす」、「ホスファチジコリン」、「効果抜群とウワサ♪脂肪溶解注射のメイン成分!」、「ホスファチジコリンとは、レチシンというアミノ酸から作られていて、短時間で効果を実感できると人気がある脂肪溶解注射の主成分です。マッサージと併用することで、気になる部分のスッキリが期待できると言われています。」及び「ここがすごい!『マッサージ&amp;モイストボディクリーム』には、このホスファチジコリンが高濃度で配合されてるよ♡」</li> <li>・ 「気になる部分に塗れるから…」、「顔」、「デコルテ」、「背中」、「太もも」、「お尻」、「お腹」、「ふくらはぎ」及び「二の腕」との記載と共に当該部位のイラスト、並びに「部分痩せも全身痩せも好きにボディメイクできちゃう!」</li> <li>・ 「ダイエットも美肌も叶う(*´艸`) まじでサイズダウン*?! エステ級の痩せクリームで昨日よりも可愛く。」</li> <li>・ 「プルマモアができるまで」、「企画から1年、開発期間1年 “塗る脂肪溶解注射”</li> </ul>

を実現するための2年間」及び「最大のこだわりは、1本2万円～3万円もする脂肪溶解注射の主成分を高濃度に配合しているところです。」

- 「まずは3か月、日々の積み重ねは必ず成果を果たします。毎日のボディケアをしながらダイエットが実感できます。」
- 「史上最強キレイのために 痩せクリーム誕生」、「これ1本で痩せる&綺麗になる！女度上がること間違いなし」及び「脂肪を溶かす ホスファチジコリン ※脂肪溶解注射のメイン成分」
- 「痩せしじょうさいきょうもキレイも譲れない 溶かしまくって オンナギ 女気スイッチオン」

(別添写し)